

徳島県奨学金返還支援システム再構築委託業務仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、徳島県（以下「甲」という。）が委託する徳島県奨学金返還支援システム再構築委託業務（以下「業務」という。）に適用する。

(対象システム)

第2条 本業務は、現在運用を行っている徳島県奨学金返還支援システムにおける機能の再構築を行うものである。

(担当技術者)

第3条 受託者は、本業務を行う担当技術者として、業務を実施できる技術者を配置しなければならない。

2 甲は、担当技術者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、必要な措置を採るべきことを請求することができるものとする。

(作業場所)

第4条 受託者は、契約書第20条に定める情報セキュリティを遵守し適切な作業場所を確保するものとする。

(業務内容)

第5条 本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 内容

ア 徳島県奨学金返還支援システム再構築

(ア) 目的

徳島県奨学金返還支援制度の事務を実施するにあたって、必要な機能を追加した新しいシステムの構築を行う。

(イ) 業務の概要（機能要件の一覧、処理フロー）

別紙1、2及び別添1から21のとおり

(ウ) システム画面イメージ

別紙3のとおり

なお、UI・UXなどにおいては利便性が高く、操作しやすいデザインを提案すること。

(エ) システム再構築イメージ

別紙4のとおり

(2) 全体スケジュール

- ・令和8年9月～令和9年3月 設計・開発・動作検証【受託者】
 - ・令和9年3月 テスト【県】
 - ・令和9年3月下旬 システム納品・ドキュメント納品（操作マニュアル）【受託者】
 - ・令和9年4月 運用保守開始（予定：令和12年3月31日まで）
- ※構築後の運用保守業務については、本委託業務の対象外とし、別途契約するものとする。

(3) 打合せ

次の事項についての業務打合せを、担当技術者が出席又は電話、メール等により行うものとする。

なお、契約締結後直ちに初回打合せを行い、速やかに業務に着手しなければならない。

ア 業務の実施計画（実施体制、作業工程、検証方法等）

イ その他、業務の実施上必要となる事項

(4) 定期報告及びレビュー

月に1回以上打ち合わせを行い、システムの要件や実現方法を確定するとともに、進捗状況の報告を行うこと。

(5) システム構築

次に掲げるシステム設計・構築、動作検証を行うものとする。なお、本業務の実施にあたって、現行システムの運用保守業務受託者との協議及び調整が必要な場合は、受託者が主体となって十分な調整を行うことのできる体制をとり、運用保守業務及びそれに伴い発生する改修等に関して支障とならないようにしなければならない。

ア システム設計・開発

本条(1)のとおり、システム機能を構築（設計及び開発）すること。

イ 動作検証

必要な動作検証を実施し、仕様を満足する動作を確認すること。

また、甲がシステムプログラムを徳島県動作環境へ導入する際、インストール及び初期設定に関する調査及び修正等について支援を行うこと。

(成果品)

第6条 構築業務にかかる成果品は、次のとおりとする。

- 成果品
- ・ システムプログラム（プログラムソース及びソースリスト）
 - ・ ドキュメント1（要件定義書、システム概要設計、ER図、テーブル定義書、トランザクション定義書、画面設計書、サービス設計書、バッチ・プログラム設計書）
 - ・ ドキュメント2（操作マニュアル）

納入部数 電子媒体（CD-R） 2部

紙媒体 2部

2 提出書類の体裁、取りまとめ方法等については、甲の担当職員と打合せの上、作成するものとする。

3 成果品の納入場所は、徳島県こども未来部こども未来政策課又は甲の担当職員の指定する場所とする。

(機器等の使用)

第7条 受託者は、本業務を履行するに当たり甲の保有する機器等を使用することができるものとする。受託者の責めにより機器等に損傷等が生じた場合は、受託者がその責任を負うものとする。

(資料等の貸与)

第8条 甲は、本業務に必要な関係資料等を受託者に貸与できるものとする。

2 受託者は、貸与された関係資料等を厳重に保管し、業務完了までに甲に返却するものとする。なお、借用するときは、受託者は甲に借用書を提出するものとする。

(その他)

第9条 この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に関し疑義が生じたときは、甲と受託者とが協議して定めるものとする。